

YOKE 語学ボランティア登録・紹介事業実施要領

1 目的

本事業は、語学ボランティアの登録・紹介を行い、横浜市または近隣地域に所在する公共的団体等での手続きなどについての通訳や、YOKE 事業における通訳を行うことにより、日本語の理解が困難な外国人等が円滑にコミュニケーションをとれるよう支援することを目的とする。

2 事業の実施

本事業は、公益財団法人横浜市国際交流協会（以下、「協会」という。）において行う。

3 ボランティアの募集・登録・解除

- (1) ボランティアの募集、登録は次のとおりとする。
 - ア ボランティアの募集、登録は協会が行う。
 - イ 募集は登録者の状況により随時行う。
 - ウ 登録期間は、登録日より、本人から解除の申し出があった日までとする。
 - エ 登録する者は、協会に対し所定の登録用紙を提出するものとする。
- (2) ボランティアの登録条件は次のとおりとする。
 - ア 本事業の趣旨に賛同し、ボランティアとして活動する意欲のあるもの。
 - イ 日本語及び外国語で日常会話以上の言語レベルを有するもの。
 - ウ 原則として、横浜市及び近隣に在住するもの。
 - エ 年齢満18歳以上のもの。
 - オ Eメールでの連絡が可能なもの。
- (3) 次の場合には、ボランティアとしての登録を解除する。
 - ア 本人から登録抹消の申し出があったとき。
 - イ 登録している連絡先での連絡がとれなくなったとき。
 - ウ ボランティアが活動において他者に著しく損害を与えた等、迷惑をかけたとき。
 - エ その他、協会がボランティアとして適当ではないと判断したとき。

4 語学ボランティア（以下、「ボランティア」と言う。）の活動内容等

- (1) 横浜市または近隣地域に所在する、公的機関、公共的団体及びこれらに準ずると協会が認める団体等での手続き・説明・相談などについての通訳
ただし、次の場合は対象外とする。
 - ア 区役所、市立小中学校など横浜市の施設で、「横浜市通訳ボランティア派遣事業」で対応可能なもの
 - イ 政治・宗教・営利を目的としたもの
 - ウ ボランティアとしての通訳を超えるもの（医療通訳、司法通訳など）
 - エ 公序良俗に反する内容
 - オ その他本事業の目的にそぐわないもの、当協会が不適切と判断するもの
- (2) 横浜市国際交流協会主催の事業を遂行するにあたって、言葉の通じない者同士がコミュニケーションを取るために必要な通訳

5 ボランティアの紹介を依頼できる者及び依頼方法

(1) 依頼できる者

ア横浜市に在住・在勤・在学する外国人本人（代理人可）

イ横浜市にある、営利を目的としない団体・組織

ウ公益財団法人 横浜市国際交流協会

エその他協会が必要と認めたもの

(2) 依頼方法

ア依頼者は、原則として希望日の1週間前までに「YOKE 語学ボランティア紹介依頼票」を協会に提出する。

イ協会が申込の内容が適当であると認めた場合は、ボランティアの紹介を行う。

ウ依頼者は、通訳内容、謝礼金額及び求めるレベル等について紹介ボランティアと事前に協議を行う。

エ紹介後の連絡等は依頼者とボランティア同士で直接行う。

6 ボランティアへの謝礼

(1) 通訳に対する謝礼は、依頼者負担とする。

(2) 謝礼の金額は、依頼者とボランティアとの事前の協議によって決定するものとする。

(3) 謝礼の支払いは、依頼者がボランティアに直接行うものとする。

7 守秘義務

ボランティアは、外国人等のプライバシーを尊重し、その身上に関して知りえた個人情報・秘密を他に漏らしてはならない。なお、ボランティア登録終了後も同様とする。

8 個人情報の保護

(1) 協会は、本活動に係る個人情報の保護に関し十分に配慮し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(2) ボランティアおよび依頼者は、個人情報の保護の重要性を十分に認識し、本事業の実施に当たって知り得た個人情報の保護に関し十分に配慮するものとし、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

9 保険

ボランティアの活動中の傷害事故・賠償事故に対応するため、協会は保険に加入する。

10 免責等

(1) 依頼者は、活動の事前事後、また、活動中において、事故や約束事の不履行などによりボランティア等に損害を与えないよう十分に配慮しなければならない。

(2) ボランティア等が事故等により被った損害の補償範囲は、前条の保険から支払われる金額を限度とする。

(3) ボランティア等の活動（不履行を含む）により依頼者が被った損害については、依頼者が負うものとする。

11 責任の所在

(1) 通訳により生じた第三者への賠償責任については、依頼者が負うものとする。

(2) この事業は、ボランティアの自主的な社会参加と依頼者の責任による事業であり、当事者間に発生したトラブルについては、当事者間の責任によるものとする。

12 その他

この要領に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

- (1) この要領は、平成23年10月1日から施行する。
- (2) 2020年8月1日一部改正。
- (3) 2023年12月11日一部改正。